

## 宿毛市事前復興まちづくり計画作成業務委託仕様書

### 1 業務目的

本市は、最大規模の南海トラフ地震の津波により、広く市街地をはじめとした沿岸部が壊滅的な被害を受ける想定となっている。過去の大規模災害では、復興に時間を要することで、企業や住民は早期再建のためにまちを転出していき地域の活力が失われている。

この教訓を踏まえ、南海トラフ地震被災後の早期復興を目指すとともに、市民が被災前から被災後も、宿毛市が将来に渡って住み続けられるまちであると実感しながら生活していくための道標が必要となる。

被災後に想定される地域の課題を踏まえ、市民との協働により復興後のまちづくりを検討し計画するとともに、被災前から実施及び実現できるまちづくり事業の推進につなげていくための宿毛市事前復興まちづくり計画を作成する。

### 2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

### 3 業務委託の内容

#### 令和5年度業務

##### (1) 関連資料の整理

宿毛市の現状に関する基礎データについて、国勢調査や統計資料、地図情報、被害想定、まち・ひと・しごと創生総合戦略、地域防災計画、応急期機能配置計画、津波避難計画、都市計画マスタープラン、高知県事前復興まちづくり計画策定指針、高知県復興方針（案）、宿毛市内における国、県のハード整備計画等の資料を整理する。

##### (2) 宿毛市の現状整理と課題分析

(1) により整理した資料を基に、宿毛市の被災前における現状での強みや課題が、津波浸水想定等との重ね合わせにより、被災後にどのような影響を受けるのかを分析する。

- ア 地域毎の人口の現状及び将来の見通し
- イ 基幹産業への影響
- ウ 土地利用への影響
- エ 歴史・文化を継承する視点
- オ 利用可能地の見通し
- カ 交通、電気、上下水道等のインフラへの影響(集落の孤立等)
- キ 応急期に必要な機能への影響(応急仮設住宅用地等)
- ク その他発注者が必要と認めるもの

### (3) 復興方針（案）の作成

(1) 及び(2) で整理した資料を基に、復興まちづくりの基本的な考え方や、土地の用途の概要といった、宿毛市における基本的な方針をとりまとめ、復興方針（案）を作成する。

### (4) 復興手順書作成調整会議の運営及び復興手順書の作成

復興手順書は、南海トラフ地震発災後の宿毛市全体の行動手順書であり、作成にあたり、全庁的なとりまとめや調整が必要なことから、発注者は、庁内の各部署で構成する復興手順書作成調整会議（以下、調整会議という。）を設置する。

#### ア 調整会議資料作成

受注者は、調整会議で配布・使用する資料を作成する。

#### イ 調整会議運営補助

受注者は、調整会議での資料の説明補助、運営補助、会場設営、議事録概要作成（録音データを含む）を行う。

#### ウ 復興手順書の作成

受注者は、調整会議の構成メンバーが提出した資料及び調整会議の作成資料をとりまとめて、復興手順書を作成する。

※調整会議メンバーは、発注者が庁内各課で編成する復興組織がベースとなる。(4)～(6)における発注者側の検討主体はこの組織が担う。

### (5) 事前復興まちづくり計画(素案)作成対象地域の選定

最大クラスの津波によって土地利用の状況が大きく変化する可能性があり、災害に強い地域づくりを進めるため、被災後に従来の土地利用を見直す必要が生じる地域及び上記の地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係があり、これらの地域からの住民の避難先対象地域において、被災後の土地利用等について事前に検討しておくことで、復興期間の短縮を図ることができる地域。

別紙の4地域を素案作成対象地域と想定するが、受注者は、(1)で整理した資料を基に、地形条件や津波浸水想定、被害想定、丁目界、旧市町村等を考慮し、発注者と協議の上、素案作成対象地域の選定を行う。

### (6) 復興パターンの作成

復興パターンは、最大クラスの津波(L2津波)及び比較的頻度の高い津波(L1)を対象として、(1)(2)で整理及び分析した資料を基に地域特性を踏まえて検討する。

#### ア 可住地の検討

・可住地は、なんとしても命を守ることを基本とし、生活の早期再建の観点を踏まえ、高台移転、原位置での嵩上げ、多重防御、津波避難を織り交ぜて検討する。

#### イ 土地利用の検討

- ・店舗や工場等の居住を伴わない事業系の施設は、地域産業の早期再建の観点で踏まえ、津波浸水を許容することも考慮して、土地利用を検討する。
- ・農業、漁業集落は、なりわいと暮らしが深く関わるため、住みやすさと働きやすさを考慮して、土地利用を検討する。
- ・歴史や文化などの地域資源やふるさとの風景を再生・活用することを考慮して、土地利用を検討する。
- ・人口減少、少子高齢化、担い手不足などの諸課題を解決するため、AI、IoTをはじめとする各種デジタル技術や最新の再生可能エネルギー技術を取り入れた、コンパクトでサステナブルな先進的なまちづくりを考慮して、土地利用を検討する。
- ・応急仮設住宅用地、震災ガレキ置き場等、復興過程で必要となる機能の土地利用について検討する。

#### ウ 交通ネットワークの検討

- ・長期浸水による幹線道路の断絶は沿岸市街地や集落の復興事業の遅れにつながるため、周辺地域との交通ネットワークを考慮して土地利用を検討する。

#### エ 事前の取組の推進と課題の検討

- ・仮設住宅用地、震災ガレキ置き場、住宅移転用地の確保など、被災前からの取組が早期復興において重要となる事項を挙げるとともに、実施における課題を検討する。

※復興パターンは、津波の規模による違いの他、被災後の住民の意向に柔軟に対応できるよう、原位置での復興意向が強いパターンや移転・嵩上げによる復興意向が強いパターンなど複数パターンを作成する。

### 令和6年度、7年度業務

#### (7) 行政、学識者、地域の代表者等で構成する検討委員会

(6)までで作成した資料を基に、行政、学識者、地域の代表者等で構成する検討委員会を開催し、各地域の事前復興まちづくり計画(素案)を作成する。この素案を基に(8)により地域で検討された意見を踏まえ、修正案を作成し事前復興まちづくり計画を完成させる。

##### ア 検討委員会資料作成

受注者は、検討委員会で配布・使用する資料を作成する。

##### イ 検討会運営補助

受注者は、検討委員会での資料の説明補助、運営補助、会場設営、議事録概要作成(録音データを含む)を行う。

##### ウ 地域の事前復興まちづくり計画(素案)及び修正案の作成

受注者は、検討委員会による結果をとりまとめて、地域の事前復興まちづくり計画(素案)及び修正案を作成し事前復興まちづくり計画を完成させる。

(8) 地域の多様なメンバーが参画した地域検討会

(7)により作成した各地域の事前復興まちづくり計画（素案）を基に、地域の多様なメンバーが参画した地域検討会を開催する。(1)～(7)で整理した地域の課題や復興パターンなど行政の方針や考え方を住民に伝え浸透させた上で、地域住民が主体性を持って計画を作り上げた実感できるものとするための検討協議を行う。

ア 地域検討会資料作成

受注者は、地域検討会で配布・使用する資料を作成する。

イ 地域検討会運営支援

受注者は、地域検討会においてワークショップ及びファシリテーションを行い、地域の理解と合意形成につなげる。

ウ 意見のとりまとめ

受注者は、地域検討会での意見を取りまとめ(7)の検討委員会に諮る資料を作成する。

※(7)及び(8)を交互に繰り返すことで各地域の事前復興まちづくり計画を完成させる。なお、各地域の計画作成は同時進行で行うこととし、(7)を年4回程度、(4回×2年)(8)は各地域で年3回程度(4地域×3回×2年)の実施を想定。

# 別紙

計画策定地域(津波被害を受ける沿岸部)

中央地域、西地域、小筑紫地域、沖の島地域

対象地区 イメージ

